

農村社会編成の論理と展開

——転換期における家と農業経営——をめぐって

清泉女子大学 松田（熊谷） 苑子

共通課題「転換期の家と農業経営」の論点は何かという明快な方向性というのは私の力には余りまして、「論点は何か」ということを考える材料を私なりに定義を試みたわけです。

A はじめに 「と」をどのようにとらえるか

〈転換期における家と農業経営〉というときに、これまでの報告を伺っているとその「と」を、どのように位置付けるのかに二つの文脈があるように思う。家をどのように把握するかとか、どのように定義するか、これはそれぞれの論者によって相違点があり、それは後段でもう一度ふれたいと思うが、しかし日本の、特に現代の農村に関して考える際に、仮に農業の単位的集団と言っているのはいいか。どこかで基礎的集団という言葉を使原会員がお使いになったと思うが、そういう農業の担い手としての基礎的な集団が家であるという前提は色々な報告のなかで共有されていると思った。もっとも関西地区の研究会で長谷川善計会員の報告をテープで聞かせていただいたが、長谷川会員の場合には近世の村落を対象を絞って考察されており、近世の、十七世紀・十八世紀あたりの村落の場合には、家のなかに複数の経営体―家としての姿が二つ、同じ構成、同じような大きさの形態を含む、そういう存在があるというふうに指

摘しておられる。従って歴史的に見ると色々なケースを考えなければならぬのだから、とりあえず現代の日本の農村に焦点を当てる限り、家を農業の単位的集団としてとらえる、そこから皆さんが出発しておられるように思った。

〈農業経営〉が何を指すか、これはサブ・テーマを設定するとき、確か高山会員の方から色々問題があるという指摘があったように記憶している。設定の際に必ずしもこの言葉を分析的に概念づけしたわけではなかったのだが、これもまたとりあえずであるが、分析的に概念設定をせずに、農業経営の今日の実態の中に、〈転換〉と〈凝縮〉が凝縮して現われている。農業経営の様々な現象の中に、〈転換〉が凝縮して現われているととらえることができまいだろうか。例えば食料輸入の自由化は畜産経営・果樹経営・それから稲作経営の内容を大きく変えていかざるをえないであろう。それから食管制の廃止の動向というのが取沙汰されているが、それは農地改革以後の稲作経営の基盤の一つを取り払おうとしている。様々なそういう転換が農業経営の実態の中に現われて来ざるを得ない。そのように農業経営という言葉をとらえていきたい。

そこで、これは私が農業経済学や農業経営についてあまり勉強していないので間違っているかもしれないが、農業について論じるときに、近代化とか商業化というか、商業的な農業の確立を模索する立場と、もう一つは農業における労働の自立性の確立に比重を置く立場との二つがあるようにおぼろげながら感じている。商業的農業の確立を目指す立場からすれば、現在の転換というのは、小規模かつ自給性の強い農家を淘汰して、大規模化・商業化していく転換期と捉えられるであろう。一方、農業における労働力の自立性の確立

ということを目標とする立場からすれば、まさに現在は危機的な状況であり、乗り越えらるべき転換点とされるであろう。いずれの立場からしても、今日の日本の農村における農業経営について議論するとき、農業経営の持続・継承・展開（裏返せば解体の危機）が議論の焦点になると思われる。いわば農業経営を巡っての、農業経営の展開に至るのか解体になのかの、その転換ととらえられるのではないだろうか。

そこで「と」の問題であるが、大きく分けて二つの文脈がある。前回の田代氏の報告は大変明快であった。田代報告のモチーフというのは、現在の日本の農業経営を維持し展開していくには、直系制家族が必要である。そういうモチーフで直系制家族や三世代家族を論じているように理解した。そのときに農業の形態として田代氏が構想しておられる直系制家族というのは、三世代的構成で、そして構成員の個人としての自立性が労働の側面、収入配分の側面、それから家族関係において確立している、そのような三世代的構成の農家がこれからの日本の農業を担っていくはずであり、いくべきである。そういうモチーフが背景にあると感じた。私のメモによると、報告の中でこのようにおっしゃっている。「今日、高齢化・一世代化していくなかで、いかに農地を荒らさずに保全できるか。そのためには第二種兼業農家の保護よりも農用地の流動化、その方が前提だ。」そういう日本全体からの視野に立っておっしゃっているのだが、そういう時の担い手として、個人主義的行動原理を前提とした直系制家族、そういうものを描いておられるように思った。

それに対して、安原会員の報告は、社会学をやっている人間としてはじめやすかった。現在の農家をどうとらえるかという点から組

み立てられていたと思う。戦前から戦後、現在に至る歴史的な展開の三つの段階を設定されて、家と農業経営の相互関係を等号と不等号で結んだ図で示され、このようにおっしゃられた。「戦前の日本の農業については、家本位的な農業というものが行なわれていた。戦後自作農がしだいに変容し、現在はいわば脱家本位的な農業であり、家そのものがもはや基本的な農業の単位になりえない状況が一般化している。」というようにその図をまとめられたと思う。

であるから、「と」と言うときに、農業経営から見ると「と」と、相互関係という形で見る「と」と、また多分この相互関係として見る中には、この「と」とを並列的にお互いに関連するものとして見る見方が入って来ると思うが、前者の文脈、例えば田代報告に代表される文脈というのは、あるべき家の構成を指定している。それに対して後者の文脈というのは、現状認識から始めて、そして例えば安原会員の論議を展開していくと、家は農業展開の単位たりえないという、そういう見通しにどうもつながっていくのではないかという気がするのである。

B (家と農業経営) の論点

「と」をどのようにとらえるか、二つの文脈があるという指摘に過ぎないのだが、いずれの立場に立ってみても、農業を担う単位的集団である家が、農業の継続・維持・展開につながって行くのかどうかという現状把握、これがとりあえずの議題になると思われる。確かに安原会員が報告の最後で、我々が今後考えねばならない三点の一つとして、「家の変容」というものの全容を明らかにしていく必要がある。」とおっしゃっている。では、その全容をへどのような

して明らかにしていくことができるのか。安原会員はこうも指摘されている。「断片的に極めて興味ある指摘は沢山あるが、その全容が明らかにされているとは思えない。」と。そこでとりあえず、現状把握の枠組につながっていくことを目指しながら、今までの報告や討論の中でなされて来た指摘を、次の七点に一度分けて(分けるというのは随分無茶な話で、実際には全てつながっているのだが)、組み立ててみた。

- 1、構成
- 2、労働・労働組織
- 3、継承
- 4、土地利用・土地所有
- 5、生活意識
- 6、家族生活
- 7、村の構成単位

一、家族構成

まず、物理的に目に見える家族構成からであるが、田代報告では家族構成にふれて、東日本では三世代家族がみられるのに対し、西日本では一世代家族化が進みつつあるという指摘が基調にあった。家といっても、昨年の大会の時のテーマ報告で光吉会員達が農村の家族と漁村の家族について報告されたが、ここでは農村の家族は「直系制家族」、漁村の家族は「非直系制家族」と規定して調査を始めていく。ところが、現実の調査から分かったことは、山間の農村集落における農村の家族というのは、確かに直系制的な連続は見られるけれども生活内容はサラリーマンと同じである。沿岸漁業が主要な生活基盤である離島の集落では、家族構成とはうらはらに、む

しる家父長的な生活内容が見られる。そういう指摘がある。

言い替えると、その地域の産業構造、労働市場、そして多分、その村落を考へていけば社会構造によって、目に見える家族構成には当然相違が見られると、光吉会員や田代氏の報告から理解できる。そして構成ということを考えていく時に、今何が問題かと言へば、田代報告にあった一世代化という方向、それが現象としては一番問題性を帯びて我々に見えて来ているように思う。

二、労働及び労働組織

(1) 労働組織の範囲

前回大会の討論のなかで、井上会員は、今日、農業を営なみ生活していくのに、家という枠組のなかでは無理であり、特に大規模化に対応できないという発言をしておられる。これは大規模化というような視点を置いた場合、前に挙げた安原報告の「現在はいわば脱家本位的農業であり、家そのものもはや基本的な農業の単位になりえない」という指摘とつながって来るだろうと思う。田代報告でも、東日本・三世代家族地帯では作業受委託の形で労働組織が家の範囲を越えて拡がっていく。それに対して、西日本・高齢一世代化地帯では、賃貸借が耕作放棄と紙一重で進み、そういう形での家ではない労働組織の範囲というのが見えて来ると指摘される。

ところが一方で、去年の大会の自由報告の中に二つの例があったのだが、福井県の村落を事例として有馬・荒樋報告では、その村の農業を「個別農家ではば元結できる片手間農業」と表現している。もう一つ、霧報告の調査地志岐島では、すでに昭和三十年以前から、「自家の農業以外の仕事を含めた柔軟な農家経営が行なわれて来た事実」

が指摘されている。大規模化の一方で、家の成員の全てが関わらない（関われない／関わらないで済む）、農業労働組織の方が家の構成員よりも小さい、そういう農業労働のあり方も広範に固定しているのではないか。

(2) 労働組織の内容（構造）

田代報告の中で紹介された佐賀県東与賀町の愛妻貯金、広島県の「ママさん牧場」が象徴しているのは、農業経営のなかで女性の占める比重が高くなってきていることだと思われる。言い換えれば、労働組織の中で女性の担う部分が、農家の中でも、行政の側にとっても、また研究者にとっても顕在化してきたのであろう。これは余談だが、去年ボローニユの世界農村社会学会の大会に行った時に、初めて女性に関するワークショップができた。確かにそこに来ていた発表者の四分の三は女性で、男性は四分の一ぐらいだったが、けれどもそういうところで女性が見えて来る。例えばアメリカの研究者に言わせると、もともと（女性が農業を）やっていた。ところが行政の側では、誰に聞くかといえば御主人としか思わない。実際は奥さんの方も良くわかつている。これはアメリカのファミリー・ファームの場合でも、低開発国と言われる国の場合でも、日本のような状況の中でも共通することなのかもしれない。

もう一つは世代別の問題である。安原会員が昭和四十三年に調査した例を紹介されて、「複合経営をしている専業農家が、年長世代が米を作り、後継者世代が畜産あるいは野菜を作るといふように、部門別分担をしている。」そういう世代別の分業についてふれておられる。それから田代氏も、広島県の老人パワーというのを指摘してお

られる。従来主要な部分と見られなかった存在が見えて来るということ、分業化が見えて来るということを一応労働の内容と考えるおく。

そこで次は私にはうまく解けない問題なのだが、このように労働組織の範囲が変わっていく、それから構成が変わっていくという現実と、安原報告の中で「新しい自作農」、「人格的に自立した、あるいは労働力の自己評価を伴う、新しいタイプの自作農」の形成の必要性に言及されている—これは田代報告にも共通だと思う—が、そういう「新しい自作農」というものをどう関連づけて理解していったらいいのか、この辺をせひ教えていただきたいと思う。

三、継承

第三に、広い意味で、労働力としてのつながり、世帯主のつながり、そして相続ということまで視野に入れて継承という視点を置いてみたいと思う。先に、世代別に分業している例を安原報告の中からとりあげたが、この事例では、年長世代が高齢化すると野菜をやり、米は後継者世代がやるというような継承が報告されている。これは継承がうまくいっているという事例だと思いが、全般的に例えば田代氏が紹介された宮城県の米山町や秋田県の大瀧村の例というのはそうではない。「行き場を失った経営委託者」というか、高齢者が農業経営のなかでその位置を失う傾向が報告されている。三世代家族だけでも老人が暗いという例である。他方では、佐賀県の事例のように年長世代が世帯主の地位を亡くなるまで譲らないという慣習のもとで、老年近くになっても世帯主権限を譲られず、世帯主にならずに亡くなるというケースがみられる。そういう年長世代が

ずっと世帯主であるというところでは、かつての先進村、昭和二十年代・三十年代に先進村が今日では停滞的になっている。そういう表現がなされたのであった。むしろ、世代を通じての継承がスムーズにいかない場合の方が多いように思ったのである。

私自身が、岩手県の志和地区で調査した中で出会った事例（調査したのは今から五、六年前）で受けた印象では、今六十代半ばぐらいになった世代は、「気がついたら後ろにだれもない」と言う。彼らは農地改革時は青年であった。その後の農業近代化・機械化の中で、彼ら自身は機械化に適応しながらずっと農業を担い続けて来ている。そうすると大体彼らの子供の世代というのは三十代半ばぐらいであるが、この人たちは子供時代は別として農業労働にはほとんどさざわらずに壮年時代に達してしまった。で、六十代に入ってから後ろに誰もいない。社会学の用語で言えば、世代を通じて世帯主権が移っていく、労働のパターンが移っていくのを社会化(socialization)という概念で説明するというわけだが、これがうまくいかないケースが多いのではないだろうか。

ただ、田代報告に、佐賀県三日月町の「三夜待ち」という、世代ごとに、大体同じ位の年齢の人達が集まって集団を作り、定期的に集まる、そういう講のような形態なのではないかと思われるものがあり、そこで色々な会話をすればいいかと思われ、例えば地域の将来とか、農業の将来についても話しあうという事例が紹介されている。そうするとこういう世代ごとの集団が形成されているというには、なにがしか社会化がなされていく仕組みというかチャネルが用意されている場合もあるのかもしれないという気がした。

継承を相続ということに引き付けて考えてみると、現状に関して

安原報告の中では、相続についてこういう表現がある。「現在の農家の中では息子が農業を継がなくても跡取りとして残ってもらいたい、そういう意味では家業の永続性というものと家の永続性というものが必ずしもリンクしなくなってきた」と指摘されている。永続性とか連続性というのは、前回の大会の光吉報告の中の山間の農村集落の場合でも、家がサラリーマンの性格を持つようになっても連続性はある。それから霧報告の巻岐においても、農家経営は兼業と組みあわせたものであるけれども、伝統的な一子残留のパターンをとる。従って相続の問題というのは一子残留のパターンがどういう構造のなかで続いていくのか、それが考えられる必要があると思う。

四、土地所有

経営の継承に関して、田代報告では、高棚で大規模借地経営を行なっている人が、借地部分の継承者としては自分の息子に限らず、能力のある人に譲りたいと言っているという事例を紹介されている。

土地所有、土地利用に関して、安原報告の中では、家産的土地所有↓生産手段的土地所有↓資産的土地所有という流れがあるが実際はその三つが複合的に結び付いており、これに加えて高橋会員の言う「生活手段土地所有」が基底にあるのではないかと言っておられるし、田代氏の場合にも、農地はもともと、生産手段、生活手段、私有財産、家財産であるとされ、大瀧村などでみると東日本出身者には生産手段という意識が色濃く、西日本の出身者には家産意識がみられるとっておられる。田代氏は、世代構成からいうと東日本では三世代、西日本では一世代化、高齢化しており、東日本では作業受委託、西日本では賃貸借であるということから含め合わせて、東

日本では生産的所有であり、西日本では資産保有的であると分析された。

土地に関しては、これを生産手段と考えるのか、それとも資産、財産と考えるのか、その辺が問題の別れ目であると思われる。

五、生活意識（パースペクティブ）

これについてはあまり考えが熟していないのだが、やはり要素を考えていく時には意識の側面を考えていかなければならないと思う。

前回大会で、井上会員は、「家が意識としてあるとすれば、私有財産と結びついたものとしてある」として、中国自動車道ができる直前に長男のUターンが多かったこと、農家青年の就農率が全国一高いのは神奈川県であることなどを例としてあげられた。他方、同じ大会で、大川会員は、山形県の過疎山村の事例の中から、「家意識のベースは家産だが、老人は墓にこだわる」と報告された。

意識をどのように規定するか、研究者によって色々あると思う。ここではとりあえず、帰属している集団の将来と、自分の将来の生活を射程にいれて、現在をどう位置づけているか、過去、それから将来とどのようにつながっていくかという、見通しの筋道というか、英語で言い替えるとパースペクティブというか、そのひとなりの見通しと考えておきたい。

そういう考え方をすると、相川会員が昨年の自由報告で、毎日農業記録賞の入選作を素材に農村女性の家族観を分析され、「非農家出身者には職業としての農業を自負するものが多い」が、「一部に親子の愛情・家産の継承と混然一体に」農業の継承ということをうけておられる例も見られると述べておられる。意識の側面というのは

分析の仕方が非常に難しく、概念を作るのも難しいし調査の手法も非常に工夫が必要だと思う。二月の研究会の討論で、柄沢会員が意識について焦点をあてる必要があるという発言をされていたと思うが、多様な生活意識を構造的に把握していく必要があるのではないかと。

六、家族生活

家族生活として考えたのは、項目としては居住や家計の面における文化がどのようになっていくのかということである。安原報告の世代別に作目分担がなされ継承もうまくいっている例は非常に印象的であるが、続けて「そういう農家の場合には若夫婦は別棟に住んでおり、食事だけは一緒だが同居しないというような生活形態をとっている」と紹介しておられる。このような居住空間の分離は、多分なにか家計の分離にもつながっていると思われる。そういう例は今日の農村調査報告の中にも色々と出されているわけだが、田代氏はこれからの日本農業を担うような三世代家族においては収入配分の「けじめ」が必要であると言っていた。この場合「けじめ」というのが、今言ったような家計の分離とか、生活空間の分離とどう結びつけて考えられるのか、ストレートに結びつけて考えることができるのだろうかというところに問題があるろう。

七、村の構成単位としての家

六番目まで家について色々な形で整理してきたが、もう一つ七番目の視点、これがどうしても切り離すことができないものとしてある。それをとりあえず「村の構成単位としての家」という項目をたてて考えてみたい。

安原報告の中には、「空間的な単位としての、あるいは社会的関係単位としての家」という表現がある。前回大会の柿崎報告でも、「家を単純にそのものとしてとらえることはできない」「家と家との関係のなかでしかとらえられない」として、「家でなくなりつつある〈家〉が他の家々と関わるかぎり家関係（ムラ）は持続する。」として、関係の中で家という視点を強く出されて印象深かった。

関西の研究会における二つの報告は、村の構成単位としての家という捉え方に関して示唆に富んでいる。長谷川報告は、近世の村を対象にしているが、支配の単位としての家という視点が示された。〈一軒前の家〉とは、領主に対して賦役を負擔し、貢租の納入義務を持つ。近世の村の村落共同体としての特質は、土地の共有と同時に支配の単位であったことによる。近世は村が支配の単位であり、その中の家も支配の単位であった。その村の中で、従属身分の〈抱え〉が一軒前として認められるかどうかは、村が決定するのであり、そういう意味で「家は村事法」とされるのである。

古川報告では〈一戸前〉という言葉が用いられるが、この場合は滋賀県の二村落の事例により、明治以降の宮座の変化を跡づけている。宮座の変容と村落支配の再編にふれられ、村落内で〈一戸前〉として承認されるかどうかは、祭祀に関わることが認められるかどうかと重ねて理解することができるという見解を示しておられる。

このような村の構成単位として家をとらえる観点を看過するわけにはいかない。

以上、七つの要素をとりあえず挙げてみたが、二つだけ気がついたことを挙げておきたい。

一つは、それぞれの要素において現われている現象の間に、ぶつかり合いがあるということである。労働の側面にある分業化、女性の農業者としての顕在化と、継承の面における長子相続や土地を家産とする意識とは両立しない。色々な事例を付き合わせて行けば、こういう葛藤、ぶつかり合うという事例は沢山あると思う。要するに、断片をつなぎあわせるという作業は、この要素の間がどのように関わり合っているかを本当はもう少し矢印ぐりつけるところまで考えなければと思つたがそれは到底できない。その関わり方を考えると、例えば女性に視点を当てた時に他の要素がどのように関わっているかを分析する。生産組織に視点を当てた時に他の要素がどのように関わっているかを分析する。生産組織に視点を当てた時どうなるか、それから老人問題という形で現象があるけれども、それに視点を当てた時にどうなるかというふうに、焦点を絞りながら要素間の関連を考えていく作業が、把握の基準に必要ではないだろうか。

二つ目は、地域差の問題である。田代報告では東と西の差異に非常に留意していた。古川報告では、東北型ではないところの、フラットといわれる近畿型村落における家の断層化について論じられたわけで、村落構造の地域差を念頭に置いている。長谷川報告では、近世以降の家と村落の変化には、地域差があるはずだと指摘されている。関西地区研究会の討論のなかで、法制史の井ヶ田氏から、名主の捉え方に関して、近畿を対象に論ずる研究者がこれを自作農ととらえるのに対し、東北を対象に考える研究者は地主としてとらえるという差異を指摘されている。この地域差として出て来るのは実際には地帯の差であったり、周囲の産業構造や労働市場の差であるのかも知れないが、この点を、議論のなかにとりこむ必要があると思う。

C 概念定義の問題―家―

次に補足的になつてしまふが家の概念定義の問題について論ずる。この問題については私自身うまく定義できていない。安孫子会員が、通信一五五号に前回大会での討論についての補論を寄せている。それで何をおっしゃりたかつたのかというと、きっかけは柿崎会員の議論と安孫子会員の議論があまりあわなかつたことにあるが、「……使っている言葉の概念が人によって違つているため、提起された問題の意味が共通に理解されない……」少なくとも家ということでは何を言ふか、それが違つている、そういう反省を述べておられる。例えば安孫子会員は、「本来の家という概念」を、家族（労働の編成の基本単位、労働の再生産のための仕組み）、家産（家存続のための生産手段の体系）、家業（家族、家産によって遂行される生産）の三局面で把握できるとし、そして現在の日本の農家は、こうした本来の家としてはとらえられないとする。

安原会員も、二月の報告の最初に、共通課題のところの家とあるけれども、「家」ではなくて「農家」というふうに考えたいと思つている。ただ、この「農家」はやはり家的な性格を持つということ、もう一つは「家」というかたちで日本の農家をとらえるほうが、かなり歴史的に振りを持ち得るということがあるので、「家」というタイトルになつたかと思う。」と留保しておられる。

乱暴な言い方だが、今日の日本の農家を仮に家と呼ぶとして、概念としての家（安孫子会員の言葉で言えば「本来の家」、しかしそれとても歴史的に規定されたものであるはずであるし、長谷川報告とつなぎ合わせてみれば規範的なもの）と、目の前にある実態としての家とを、とりあえず分けて議論する工夫が必要だと思われる。

光吉会員は、概念としての家を、家のミニマム・エッセンシャルズと呼ばれて、それを抽象的レベルでの連続性と、生産に直接結び付く連続性に求めておられる。それで言えば、現代の漁家や農家は基本的には家ではなく家族という文脈で考えるべきであるとされる。これは光吉会員のグループが、家族規範の問題と生活状況の問題との二つの側面に分けて論じたいとされたこととも関連するかもしれないが、概念としての家と実態を一応、実態は家族であるというふうに分けておられる。これは柿崎会員のおっしゃったこととも関係してくると思う。柿崎会員は、村の人の考える家、行政の考える家、それから研究者のとらえる家、これを区別して考える必要があると指摘されている。

概念としての家と実態とを区別して論じることがもしかしたらもともと無理なのかもしれないが、今回共通課題に設定されているテーマのもとで議論していくということになれば、それぞれの家概念に立って見た時に、日本農業の転換期というところに出てくる現象を、どのように切り取ることができるのか、ここが問題になるのではないだろうか。

